

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【230】
2. 日時：令和2年6月19日 13時30分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官※、江崎企画調査官、岸野主任安全審査官、  
羽場崎主任安全審査官※、三浦主任安全審査官※、小野安全審査専門職

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 土木総括部長 他17名※

## 5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち津波への配慮及び耐震性に関する説明書について、令和2年6月11日、6月17日及び6月18日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

### 【燃料移送系配管ダクトの耐震安全性評価について】

- 基礎直下に新設地盤改良体がある軽油タンク基礎（6号機設備）について、代表構造物として選定しない理由を説明すること。

### 【漂流物に係る論点整理について】

- 衝突荷重算定における時刻選定及び対象波源の考え方について、供用期間中に海水貯留堰の機能を維持し続けること及び海水貯留堰への衝突形態等を踏まえて説明すること。
- 漂流物衝突荷重時に適用する流速の発生時刻を説明すること。
- 車両等の漂流、滑動による海水貯留堰への衝突について、鉛直方向から海水貯留堰天端へ衝突する場合など、網羅的に衝突事象を考慮した上で、運用によるリスク回避又は衝突荷重の考慮などの対応方針を説明すること。

### 【浸水防護施設の耐震性に関する説明書の補足説明資料】

- 非線形長波理論で流体力を算定することについて、妥当性を説明すること。

【耐津波設計における浸水防護重点化範囲との境界について】

- タービン建屋内に設置している機器及び浸水口から浸水範囲までの経路等を網羅的にわかりやすく説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

なし